

# 新潟県保険医会 FAXニュース

第61号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-17-5

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

7月20日付で発出された厚労省事務連絡（疑義解釈その23）について、一部を抜粋してお知らせいたします。

## 小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料についての疑義解釈

問2 常態として院外処方箋を交付する保険医療機関において、患者の症状又は症状が安定していること等のため、同一月内において投薬を行わなかった場合は、どのような算定となるか。

(答) 留意事項通知(6)のとおり、「1 処方箋を交付する場合」の所定点数を算定する。

※事務局注 小児科外来診療料 留意事項通知(6)(小児かかりつけ診療料では留意事項通知(5))

「当該保険医療機関において、院内処方を行わない場合は、「1 処方箋を交付する場合」の所定点数を算定する。」

問3 同一患者に対して同一月内に院内処方を行わない日と行う日が混在する場合については、どのような算定となるか。

(答) 院内処方を行わない日は「1 処方箋を交付する場合」の所定点数を、院内処方を行う日は「2 1以外の場合」の所定点数を、それぞれ算定する。ただし、同一月において、院外処方箋を交付した日がある場合は、従前のとおり、留意事項通知(5)の取扱いとなる。

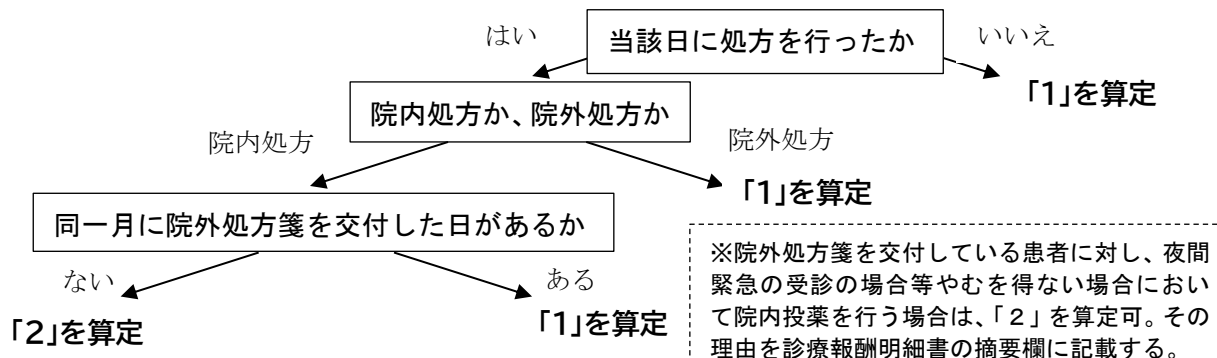
※事務局注 小児科外来診療料 留意事項通知(5)(小児かかりつけ診療料では留意事項通知(4))

「同一月において、院外処方箋を交付した日がある場合は、当該月においては、「1 処方箋を交付する場合」の所定点数により算定する。ただし、この場合であっても、院外処方箋を交付している患者に対し、夜間緊急の受診の場合等やむを得ない場合において院内投薬を行う場合は、「2 1以外の場合」の所定点数を算定できるが、その場合には、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。」

問4 問3の場合に、その理由等について、診療報酬明細書の摘要欄への記載を要するか。

(答) 同一月において、院外処方箋を交付した日がない場合は、診療報酬明細書の摘要欄への記載は要しない。

### 《小児科外来診療料・小児かかりつけ診療料 算定フローチャート》 ※保険医会事務局作成



事務局休務のお知らせ

8月13日(木)～8月16日(日)

8月17日(月)より通常業務となります。